

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称：沖合海底特別地区における特定行為の指定
規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止
担当部局：環境省自然環境局自然環境計画課
評価実施時期：令和6年（2024年）6月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)
<u> i </u>
(該当理由)
・ 規制の追加に伴い、大規模な設備投資等が想定されないことから、負担の合計として、年間 10 億円未満になり、かつ、個々の規制対象者の遵守費用について、3「負担の把握」＜遵守費用＞にて記載のとおり、1回当たり 7.6 千円と推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 35 条の 4 では、沖合海底自然環境保全地域の区域内に、特に保全を図るべき地域（熱水噴出域、海溝等）として沖合海底特別地区を指定することができることとされている。当該地区においては、鉱物を採掘することや鉱物の探査といった、海底の形質を変更する蓋然性が高く、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれが高い行為（以下「特定行為」という。）は、環境大臣の許可を受けなければしてはならないと規定されている。また、沖合海底自然環境保全地域のうち、沖合海底特別地区に含まれない区域において特定行為をしようとする者は、あらかじめ環境大臣に届け出なければならないと規定されている。

今般、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「CCS 事業法」という。）が成立したことから、同法に基づく貯蔵、試掘及び貯留層の探査を、法第 35 条の 4 第 3 項第 4 号に規定する特定行為として追加するため、自然環境保全法施行令（昭和 48 年政令第 38 号。以下（令）という。）を改正するものである。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ CCS 事業法が成立し、今後、同法に基づく貯蔵、試掘及び貯留層の探査が行われていくことになるが、それらの行為が沖合自然環境保全地域内で行われた場合、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ CCS 事業法に基づく貯蔵、試掘及び貯留層の探査について、特定行為として定められた場合、沖合海底特別地区内においては環境大臣の許可が必要となり、沖合海底自然環境保全地域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域においては環境大臣への事前の届出が必要となる。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 沖合海底自然環境保全地域は、我が国の沖合の区域（内水及び領海（水深 200m を超える海域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚に係る海域。）で、その区域の海底の地形若しくは地質又は海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認める区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを、環境大臣が指定するものである。
- ・ 今般、CCS 事業法に基づく貯蔵、試掘及び貯留層の探査を特定行為に追加することで、沖合海底自然環境保全地域のうち、沖合海底特別地区においては環境大臣の許可が、沖合海底特別地区に含まれない区域においては環境大臣への届出が必要となることで、引き続き、沖合海底自然環境保全地域における我が国の特異な生態系を含む優れた自然環境が維持される効果が得られる。
- ・ 令和 6 年現在、沖合海底自然環境保全地域のうち、沖合海底特別地区の総面積は 27,363 km²、沖合海底特別地区に含まれない区域の総面積は 199,470 km²であり、それらの区域について、事後評価に向けて許可・届出の件数を把握していく。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 申請者による許可申請等にかかるコスト

今回の指定により、CCS 事業法に基づく貯蔵、試掘及び貯留層の探査は、許可申請または届出の対象となるため、当該行為を行う場合には、許可申請または届出のための書類作成・提出に係るコストが新たに発生する。現時点で沖合海底自然環境保全地域における CCS 事業法に基づく貯蔵、試掘及び貯留層の探査は想定されており、その申請件数を正確に予測することは困難である。

また、令和 5 年 6 月に、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた CCS 事業の本格展開のため、7 つの「先進的 CCS 事業」を選定したところ、選定地域はいずれも陸地からほど近い沿岸域であり、沖合海底自然環境保全地域に該当しない。

以上のことから、特定行為の許可申請が毎年度されることは想定されないところ、仮に 5 年に 1 度、1 件の許可申請があった場合、これを 1 年に平準化した場合、年間 1 / 5 件の許可申請件数があるものと推定される。1 件あたり 1 人が 2 日を要するとした場合、1 人日約 19 千円（4,576 千円（※ 1）÷ 240 日）として計算すると、1 件あたり約 7.6 千円の遵守費用が生じることとなる（約 19 千円 × 2 日 × 年間 1 / 5 件）。

（※ 1）「令和 4 年分民間給与実態統計調査」（国税庁）より平均給与額（年間）を引用。

<行政費用>

- ・ <遵守費用> で記載した件数を参考に年間 1 / 5 件の申請件数があるものと仮定し、この審査事務について 1 件当たり 5 人日を要するとした場合、1 人日約 11,020 円（220,400 円（※ 2）÷ 20 日）として計算すると、1 件当たり「事務費用 × 5 日 × 年間 1 / 5 件」の約 11 千円の費用が生じることとなる。

（※ 2）「令和 5 年度地方交付税関係参考資料」の職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員 B の単価を引用。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ・ CCS 事業法の実施区域は、現在沿岸域を対象とすることを想定しており、沖合自然環境保全地域については現時点で想定されていないことから、今回の規制による影響は限定的であると考えられたため。

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・

<関連する会合の名称、開催日>

・

<関連する会合の議事録の公表>

・

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

- ・施行から5年後（令和11年度）に事後評価を実施する。